

第1回「市町村による原子力安全対策に関する研究会」と
新潟県の実務担当者による
原子力安全対策ワーキンググループ 資料

資料No. 6

「柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における
対策の考え方」（事務局素案）における
防災対策の実施範囲、避難対応等の考え方

平成24年1月6日

新潟県

【事務局素案の概要】 防災対策の実施範囲の設定

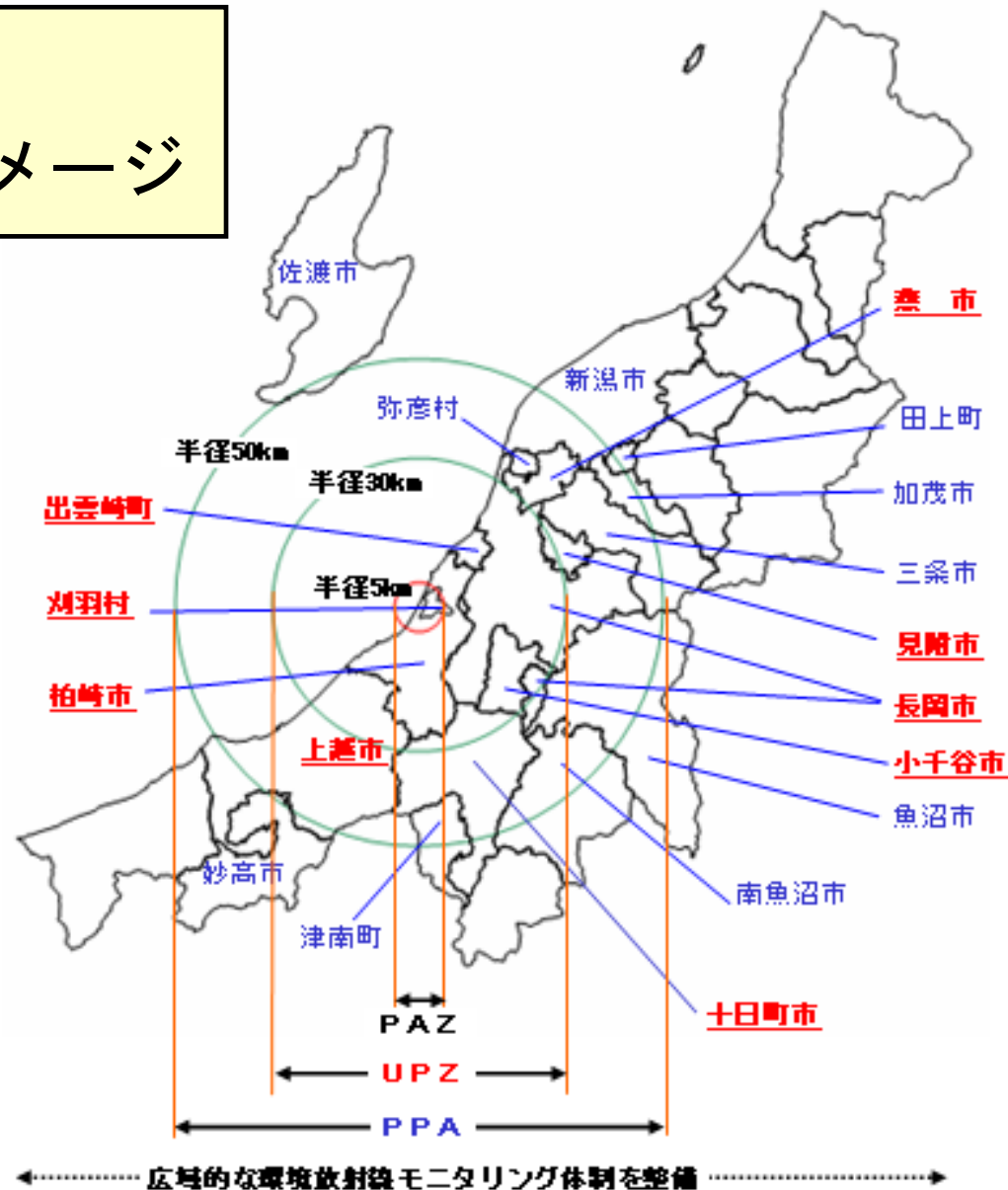
※ 「事務局素案」は、県民の皆様、市町村、関係機関などから議論していただき、ご意見をいただくためのたたき台として整理したもので、内容は、変更されることがあり、確定したものではありません。

- ① 即時避難区域 特定事象の発生時に、電力事業者の通報を受け、半径30km圏外への避難を実施
(PAZ外への避難は、直ちに実施)
- ② 避難準備区域 緊急時モニタリング結果等から必要な場合は、概ね半径30km圏外への避難等を実施
- ③ 屋内退避計画地域 必要に応じて、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を実施
- ④ 放射線量監視地域 県内全域で、安定ヨウ素剤の備蓄計画を策定し、
広域的な環境放射線モニタリング等を実施

	① 即時避難区域 PAZ (5km)	② 避難準備区域 UPZ (5～30km)	③ 屋内退避計画地域 PPA (30～50km)	④ 放射線量監視地域 (県内全域)
避難	○	○		
屋内退避		○	○	
防護マスク	○			
簡易マスク		○	○	
食料・物資備蓄	○	○	○	
安定ヨウ素剤配備	○	○	○	○
モニタリング体制整備	○	○	○	○

【事務局素案の概要】 防災対策の実施範囲のイメージ

- **赤字**の市町村は、半径30km圏（避難準備区域・UPZ）にかかる市町村
- **青字**の市町村は、半径50km圏（屋内退避計画区域・PPA）にかかる市町村



※ 行政区画等を勘案した具体的な範囲設定について、県は旧市町村界をベースとした2案のたたき台を提示

※ 各区域の境界線は、同心円で一律に定めるのではなく、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら定める必要がある。

【事務局素案の概要】 避難対応の基本的な考え方

1 避難指示

- ① 避難する市町村と避難者を受け入れる市町村のマッチングは、広域自治体としての県が、あらかじめ調整
- ② 広域避難を前提に、避難指示は、知事が市町村長を經由して実施
- ③ 緊急時には、知事又は市町村長は、モニタリング結果が明らかでなくても避難等を指示

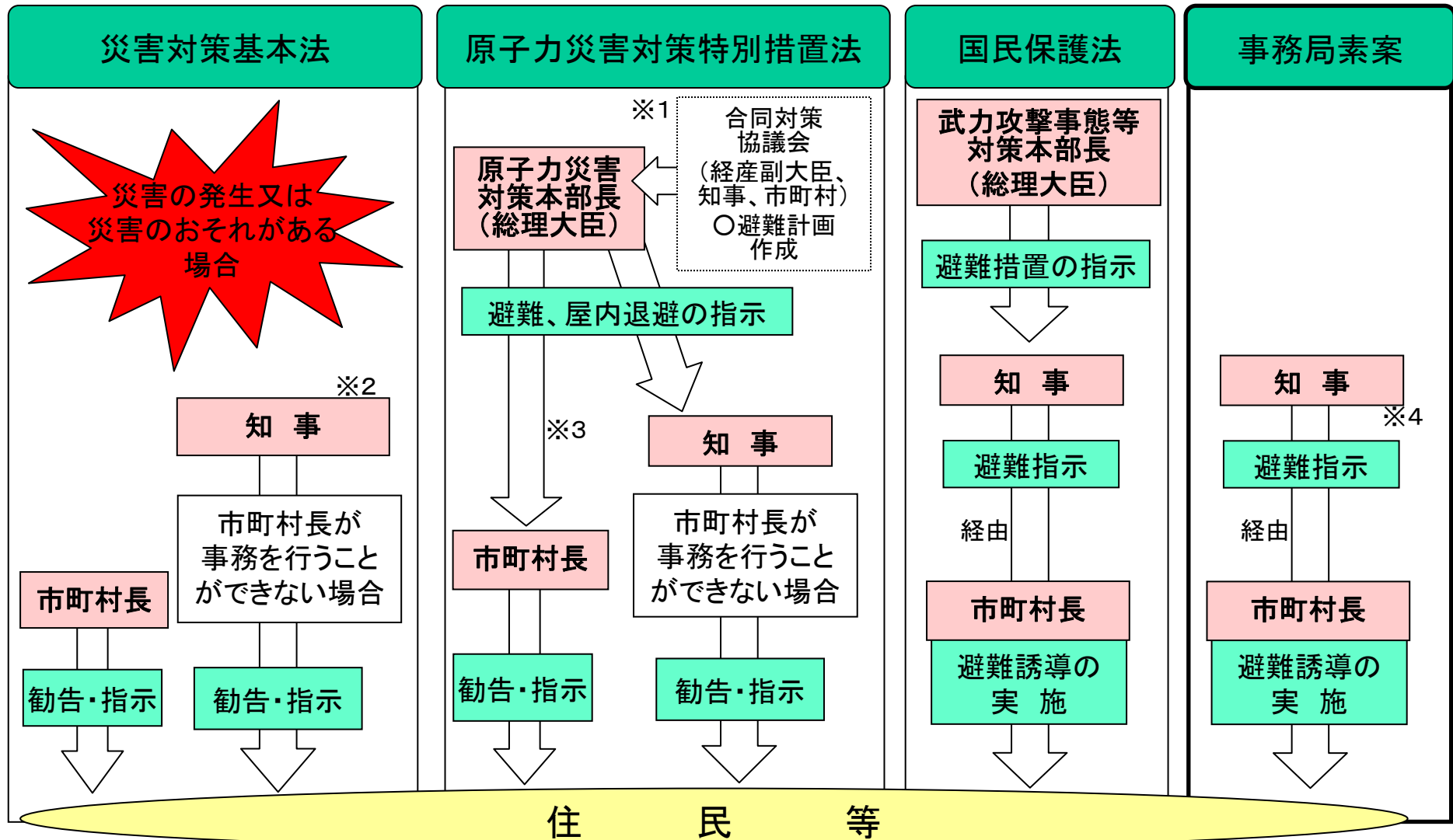
2 避難の実施

- ① 避難は、避難市町村が、受入市町村、県、県警等協力しながら実施

3 避難者のケア

- ① 初動期は、受入市町村が避難対象市町村等と協力して実施
- ② 一定期間経過後、避難対象市町村に引き継いで実施

【参考】 災害等関係法令における避難指示等



※1… 福島では全く機能しなかった。

※2… 福島では、総理大臣の指示がなく、市町村が機能せず、災対法に基づき知事が指示した。

※3… 内閣総理大臣が市町村長へ指示したが、伝わらなかった。

※4… 屋内退避は、市町村長が指示する。

【事務局素案の概要】 基本的な避難等の対応

事 象	P A Z (5km圏)	U P Z (5~30km圏)	P P A (30~50km圏)
特定事象が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力事業者が自治体に通報 → ・ 知事が、市町村長経由で避難指示	→ ・ 市町村長が、全域に屋内退避指示	
U P Zで避難基準値を測定	(避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が、モニタリング → ・ 知事が、該当地域に、市町村長経由で避難指示	
P P Aで屋内退避基準値を測定	(避難)	(避難 又は 屋内退避)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が、モニタリング ・ 国が、線量率予測 → ・ 市町村が、該当区域に屋内退避指示 ・ その他の区域は屋内退避準備
屋内退避基準を下回る	(避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が、モニタリング ・ 国が、線量率予測 → ・ 市町村が、屋内退避指示解除	
避難基準値を下回る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が、モニタリング・除染対応状況を収集 → ・ 県が、市町村経由で、避難指示解除		